

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（春日部市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第25条 春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章（<u>第8条を除く。</u>）及び第3章（<u>第14条を除く。</u>）の規定は、適用しない。</p> <p>2 春日部市行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を<u>納付し、又は納入する</u>義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主等が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等の配当等に係る<u>配当所得等</u>を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項</p>	<p>（春日部市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第25条 春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 春日部市行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を<u>納付する</u>義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主等が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等の配当等に係る<u>配当所得</u>を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定</p>

に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主等が法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主等が法附則第35条の2 第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2 第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主等が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第13項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

- 18 世帯主等が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第16項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 世帯主等が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第16項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>18 (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>20 (略)</p> <p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>21 世帯主等が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>19 (略)</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>22 (略)</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>20 (略)</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>21 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る<u>利子所得、配当所得及び雑所得</u>を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、</p>	<p>23 (略)</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>24 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る<u>配当所得</u>を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得</p>

<p>同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p>	<p>金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p>
<p>22 (略)</p>	<p>25 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>26 世帯主等が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第14項(附則第15項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第14項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第25条第2項の改正規定 公布の日

(2) 附則第13項及び第16項から第26項までの改正規定及び附則第3項の規定 平成29年1月1日

(適用区分)

2 この条例による改正後の春日部市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)第25条第1項の規定は、平成26年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の第25条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

3 新条例附則第13項及び第16項から第22項までの規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。